

相続で大問題に発展

時限爆弾化する底地対処法

平成27年から適用される税制改正によって相続税の課税対象者が急増するといわれている。これは基礎控除額が引き下げられることが原因だが、従前、相続税とは無縁だと認識していた層にまで課税対象が広がることで、仮に相続が発生した場合「不意打ち」に近い事態に陥る可能性が高い。そうした中、相続時に特に注意しておかなくてはならないのが「底地」である。

相続発生前に底地を処分する下準備を

物納に対処できなくなり相続時に底地が問題に

相続の観点から底地を形容すると、まさに「時限爆弾」だ。借地権付きの土地である底地は地権者が土地を使用し、収益を得る権限が大きく制限され、地代収益があるものの更地価格の3〜4割程度で評価されてしまふ。そして、底地を有効活用するには借地人やテナント、借家人と権利調整を行う必要があり、権利関係がまとまるまでには数年以上かかるケースもある。要するに「ややこしい土地であるため、買い手がつきにくく、最終的にかなり安値に売却することになりかねない。また、地代の相場は「相当の地代+更地価格の6%」と言われているが、この金額はかなり割高で、現実的に支払っていきにくいケースが少なくないと言われている。特に地主が裕福だった時、資産価値が大きく目減りしている不動産である。ただし、平成18年まで底地を所有していても、相続時に特に問題はなかったという。相続問題に関するコンサルティングがらなかつたため、とりあ

国土土地所



国土土地所 限 祐二氏

底地問題には様々な解決方法があります。状況に応じて対応策は変化します。しかし、最も重要なのは、相続税納付期限である10カ月以内に対応できるように下準備を整えることです。

事前準備が底地対策の要

借地人へ底地を売却する場合は相続人の意向で、底地のまま保有し、入札にすることです。また、借地人が複数存在して、前に測量を行えば経費とも現金化したほうが、扱いになります。また、いいのか、相続人の意向を明確化しておくことが、迅速な対応が可能です。

底地所有は相続人の負担に 早急な対策を



東京シティ税理士事務所 パートナー 税理士 村岡 清樹氏

底地を所有している問題となるのは現在のケースも珍しくなく、オーナーではなく、次資産価値よりもはるか高くなる相続税が課税されることになり、自由な活用が難しくなるといえます。

底地問題の主な解決方法

解決方法	メリット	デメリット
① 借地権の買い取り	借地人が借地権の売却を希望する際に、もしくは借地権が設定された土地を利用したい場合などに、借地人から借地権を買い取る方法を活用。地主の買取価格は路線価に設定された借地権割合よりも10%程度割高を下げた借地権割合での買取が一般的。	借地人：借地人が借地権を第三者に売却する場合は、借地権割合10%以上と譲渡承認料が必要になる。地主：土地が完全に所有権になることで売却、有効活用等の選択肢が増える。
② 底地を第三者に売却	借地人以外の第三者に底地を売却する方法。低利回りの底地をあえて購入してもよいと考える第三者は底地の隣接所有者が底地買受者等に限定される。	底地の隣接地権者に売却する場合は路線価ベースで計算した価格で売却することが可能なケースがある。底地買受者の場合は迅速に底地を処分することができ、キャッシュ化が容易。
③ 底地を借地人に売却	底地対策として最もオーソドックスな方法。借地人が底地を購入したいタイミングは賃貸契約の更新、建物の建て替え、借地権の先租等の時期になり、更新料や建て替え承認料を支払うよりも底地を購入した方が有利に働くと考えられる。	相続税の支払いを現金で行える程度の適正価格で売却可能。ただし、相続発生前に底地の利用区分等に分割しておく必要がある。分割に要する費用は相続発生前なら不動産所得の必要経費になる。
④ 底地と借地権を第三者に同時売却	底地と借地権の価格は単独で売却するよりも合算したほうが価値が向上するため、売却価格は他の手法よりも高くなる。	タイミングが合えば、地主・借地権者の双方にメリットがある。
⑤ 底地と借地権を交換	底地と借地権を等価交換し、土地を一定の割合で地主と借地人の間で分ける方法。底地面積が大きい建物がある土地の面積が広く、接道条件が良い場合に採用される。	地主：借地人共に土地の完全所有権を取得することができ、双方が有効活用できる。また、所得税法58条により、借地権と底地を交換する際には一定の条件を満たせば譲渡所得の交換の特例を受けることができる。

相続は現金払いが基本で、現金がなければ延納、それも困難なら物納という段階的な選択肢になります。最終的には物納となり、物納が認められれば、相続税の負担は軽減されます。ただし、物納が認められるには、借地人と借地権者が同意し、借地権を返却し、底地を売却する必要があります。

東京都市開発



代表取締役 沖永 耕一氏

平成12年に創業して以来、不動産の権利調整を手伝う「共有持分買取サービス」を提案。底地は売却交渉が難しいため、当社が共有持分買取サービスを提供し、中長期的に権利調整のお手伝いをさせていただきます。

延納とは、最長20年に渡って相続税を分割で支払う制度であるが、ここには大きな落とし穴がある。利子税の問題だ。東京シティ税理士事務所(東京都新宿区)の村岡清樹税理士によると「底地を売却しても更地に転換するよりも、借地権を返却し、底地の1割というケースも珍しくなく、資産価値よりもはるかに高い相続税が課税されるのが多い」との指摘がある。相続税の費用に充てようとすると、借地権を返却して底地を売却しても評価が低いというデメリットがある。底地を処分する主な方法として、借地権を買い取り、第三者に売却、借地人に売却、同時売却、交換などが挙げられる。